

○海部地区急病診療所組合賠償責任を有する職員の指定に関する規則

(平成13年2月23日)
規則第8号

改正 平成21年9月7日 規則第4号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定により損害を賠償する責任を有する職員は、同項各号に掲げる行為をする権限を有する職員の権限に属する事務を直接補助する職員とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成21年9月7日規則第4号)

この規則は、平成21年10月1日から施行する。